

○福島地方水道用水供給企業団職員特殊 勤務手当支給規程

〔平成20年4月1日
管理規程第4号〕

改正 平成24年3月29日管理規程第2号

（趣旨）

第1条 この規程は福島地方水道用水供給企業団職員給与規程（昭和60年管理規程第10号）第2条ただし書の規定に基づき、福島地方水道用水供給企業団職員に対する特殊勤務手当（以下「手当」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。

（手当の種類等）

第2条 手当の種類、支給の範囲、支給の基準及び支給額は、別表のとおりとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日管理規程第2号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第2号関係）

手当の種類	支給の範囲	支給の基準	支給額
劇物等取扱手当	毒物、劇物及び放射線物質等を使用して水質検査その他の業務に従事した職員	日額	250円